各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長 (学校企画課) (教育指導課) (特別支援教育課)

新型コロナウイルス感染症の県内での感染例判明に備えた対応について(通知) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応については、これまでも適宜通 知によりお知らせしていますが、今後県内での感染例の判明に備えて下記のとおり対応願 います。

なお、今後感染拡大等の状況変化により、対応に変更が生じる場合は改めて通知します。

記

- 1. 県内での感染例が判明した際の臨時休業について
 - (1) 原則として、判明時刻以降に最初に登校することになる授業日(以下「臨時休業初日」とする。)から臨時休業とする。

例:判明が令和2年3月18日午前2時の場合、臨時休業初日は3月18日 令和2年3月19日22時の場合、臨時休業初日は3月23日

- (2) 県内での感染例の判明は深夜や未明になる可能性があるため、臨時休業に関する連絡内容が各学校において確実に伝わるよう、あらかじめ教職員や幼児児童生徒、保護者への連絡方法を確認しておくこと。
- (3) 臨時休業初日は、各学校の状況に応じて登校を強制しない臨時登校日とすることができる。その際は、以下のように対応すること。
 - ア 高等学校においては、生徒への指導や課題の配布等のために、臨時休業初日に 生徒を臨時的に登校させることは妨げないが、在校時間は必要最小限とするよう 留意すること
 - イ 特別支援学校においては、幼児児童生徒の障がいへの配慮等から、臨時休業初 日の午前中、臨時的に登校させて指導した後、午後までには下校させること
 - ウ 保護者の要望等により登校しなかった幼児児童生徒に対する指導、連絡を適切 に行うこと

- (4) 感染例の判明が金曜日など週休日や休日前である場合、感染予防の観点から、臨時休業初日までの週休日や休日においても部活動などの活動は行わないこと。
- (5) この他、卒業式、終業式、離任式などの学校行事の実施については、関係通知を参照すること。
- (6) 県内発生等の場合の具体的状況に応じ、特定の学校にこの通知とは異なる指示を行う場合があることに留意すること。

2. 学年末・学年始休業中の幼児児童生徒への対応について

- (1) 幼児児童生徒の家庭での生活については、県内での感染例判明の有無にかかわらず、感染防止に十分注意するよう指導するとともに、令和2年3月3日付け通知「新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の臨時休業における対応について」に添付した「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業における感染予防に関する指導等について」を参考に、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、県内での感染例判明の有無にかかわらず実施しない。ただし、 全国大会への参加を予定している部活動については、県内での感染例が確認されて いない場合、令和2年3月2日付け島教総第895号「新型コロナウイルスの感染拡 大を防ぐための対応について」により対応すること。

3. 教職員の服務について

- (1) 令和2年3月2日付け島教総第887号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて」を参照し、適切に対応すること。
- (2) 出張については、各学校で必要性を十分検討の上、県外出張については原則取り止めることとし、県内出張についても、不要不急のものは取り止めること。
- (3) 対面会議については、各学校において必要性を十分に検討の上、不要不急なものの中止又は延期など、開催の可否及び開催方法について判断し、適切に対応すること。

また、年度末の人事異動に係る事務引継については、電話連絡等を活用し、対面での引継ぎは効率的かつ必要最小限の内容とすること。

なお、対面会議等を開催する場合にあっても、適切に換気を行い、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど実施方法について工夫すること。

4. 新年度始業式、入学式等について

今後の感染拡大等の状況を踏まえ、別途通知する。

なお、上記通知に先んじて開催案内を発出する場合等には、感染例発生状況により変更が生じる場合があること、変更時には速やかに連絡すること、出席にあたってのマスクの着用や発熱等風邪のような症状がみられる場合に出席を控えるなど感染防止に協力いただくこと等を出席者へ周知すること。

【参考】

- <令和2年2月27日付け関係通知>
 - ○卒業式における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について
- <令和2年3月2日付け関係通知>
 - ○島教総第895号 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対応について
 - ○島教総第887号 新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて
- <令和2年3月3日付け関係通知>
 - ○島教指第 1126 号 新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の 臨時休業における対応について
 - ○島教特第397号 新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の 臨時休業における対応について

(担当)

学校企画課企画人事スタッフ 電話 0852-22-5411 教育指導課学力育成スタッフ 電話 0852-22-6132 特別支援教育課指導スタッフ 電話 0852-22-5988